

# ○群馬県警察災害派遣隊の編成及び運営に関する訓令

平成 25 年 1 月 30 日

本部訓令甲第 2 号

群馬県警察災害派遣隊の編成及び運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察災害派遣隊の編成及び運営に関する訓令

群馬県警察広域緊急援助隊の編成及び運営に関する訓令（平成 7 年群馬県警察本部訓令甲第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第 1 条** この訓令は、群馬県警察災害派遣隊（以下「警察災害派遣隊」という。）の編成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第 2 条** 県外において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、警察災害派遣隊を設置する。

（任務）

**第 3 条** 警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) その他の災害警察活動

（構成）

**第 4 条** 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣される即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

（即応部隊の編成等）

**第 5 条** 即応部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、それぞれ当該各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 群馬県警察広域緊急援助隊（警備部隊） 被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助
- (2) 群馬県警察広域緊急援助隊（交通部隊） 交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

- (3) 群馬県警察広域緊急援助隊（刑事部隊） 検視及び死体見分
  - (4) 群馬県警察広域警察航空隊 警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等
  - (5) 群馬県警察緊急災害警備隊 被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動
- 2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、即応部隊の活動に関し、知識、技能又は経験を有する者を即応部隊の隊員に指定するものとする。
- 3 即応部隊は、原則として、派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動するものとする。
- （一般部隊の編成等）

**第6条** 一般部隊は、次の各号に掲げる部隊をもって編成し、それぞれ当該各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 群馬県警察特別警備部隊 行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動
  - (2) 群馬県警察特別生活安全部隊 相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理
  - (3) 群馬県警察特別自動車警ら部隊 警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等
  - (4) 群馬県警察特別機動捜査部隊 事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動
  - (5) 群馬県警察身元確認支援部隊 死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集
  - (6) 群馬県警察特別交通部隊 信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動
- 2 本部長は、一般部隊の活動に関し、知識、技能又は経験を有する者を一般部隊の隊員に指定するものとする。
- （運用）

**第7条** 警察災害派遣隊の招集、出動等は、本部長が行うものとする。

- 2 警察災害派遣隊は、派遣先の都道府県警察の長の指揮を受け、第3条に掲げる活動を行うものとする。
- （雑則）

**第8条** この訓令に定めるもののほか、警察災害派遣隊の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この訓令は、平成25年1月30日から施行する。